

2. 第77回国連総会(2022年)日本決議



日本が主導する核軍縮に関するいわゆる国連総会「日本決議」は、1994年以来、毎年、国連総会で採択されてきた。前年からタイトルを一新した2022年の決議は、はじめてTPNWに言及したことで注目されたが、核軍縮義務の不履行への批判が不十分であるなど、TPNW支持国からの批判は継続した。この決議への投票結果は第1章15(46頁)にある。

◆77/76 核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築のための諸措置(抜粋)◆

2022年12月15日

核不拡散条約(NPT)が国際的な核不拡散体制の礎石であり、核軍縮追求のための基盤であり、また、NPT第6条を含むあらゆる面で条約を完全かつ着実に履行し、条約の普遍性をいっそう高めることに対する決意を再確認し、

NPT締約国が、1995年再検討・延長会議の決定及び決議、核軍縮に繋がる保有核兵器の全面廃棄を達成すると核兵器国による明確な約束をはじめとする2000年再検討会議の成果文書、そして2010年再検討会議で採択された結論及び今後の行動に関する勧告を含むすべての既存の誓約が有効であることを再確認し、(略)

急速に悪化するウクライナ情勢を含め、国際安全保障環境が悪化していること、そして現在において冷戦のピーク時以降のいかなる時よりも核兵器使用の脅威が高まっていることに深い懸念を表明し、また、最先端核兵器や新型運搬手段の開発、安全保障政策における核兵器の継続的な役割、それらの活動に関する不均等な透明性の水準といった、一部の核兵器国による核戦力の量的拡大と質的向上に対する懸念に留意し、(略)

2022年1月3日の「核戦争の防止と軍拡競争の回避に関する5核兵器国首脳共同声明」に含まれた誓約の履行に向けて核兵器国が具体的に行動する必要性を強調し、核に関する概念、ドクトリン、政策、リスク削減に関する意見交換のための系統的な努力を継続するという核兵器国の誓約に留意し、

1994年のウクライナのNPT加入に際して締結された安全の保証に関する覚書に基づく誓約を含め、すべての核兵器国が、単独で、あるいは多国間で、NPT締約国である非核兵器国に供与する安全の保証に関連し、既存のあらゆる義務や誓約を完全に遵守することの重要性を再確認し、(略)

核兵器が存在する限り核リスクが継続することを認識し、核兵器の完全廃棄こそ核兵器に関連したあらゆるリスクを排除する唯一の方法であることを再確認し、(略)

核兵器使用もたらす壊滅的な人道上的結末に対する深い懸念をあらためて表明し、こうした認識が核軍縮に向けた我々のアプローチや努力の下支えであり続けるべきことを再確認し、これに関して各国指導者や若者らによる広島・長崎への訪問を歓迎し、

核兵器禁止条約が2017年7月7日に採択されたことを認識し、2017年9月20日に国連事務総長によって署名開放され、2021年1月22日に発効し、2022年6月21日～23日に第1回締約国会議が開催されたことに留意し、(略)

(前略) 核軍縮・不拡散に関する意思決定プロセスのあらゆる側面においてジェンダーの観点をいっそう取り入れることの重要性を再確認し、(略)

1. 全ての国、とりわけ核兵器国に対し、核兵器の完全廃棄までの間、核兵器が二度と使用されないことを確実にするようあらゆる努力を払い、また、核戦争の回避はすべての国の共通の利益であるとの認識に基づき、核兵器使用に関するいかなる扇動的なレトリックも自制するよう要請する。
2. 核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国に対し、自国が行ったあらゆる既存の安全の保証を尊重し、各国家が行った声明と合致する形でNPT締約国である非核兵器国に対し核兵器の使用や使用の威嚇をしないよう求める。
3. すべての国、とりわけ核兵器国に対し、自国のNPT義務の履行に関連して、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用すること、2010年行動計画の行動21に従い、それぞれの国家安全保障を害さない形で、自国の保有核兵器及び能力に関する具体的なデータに関連する情報や、核兵器あるいは他の核爆発装置に使用可能な核分裂性物質の生産状況など、自国の核政策、ドクトリン、核リスク削減措置を含む核軍縮関連の国家施策に関する情報を提供することで透明性措置を強化すべく速やかに努力すべきこと、(略)を求める。
4. 世界の核兵器備蓄の全体的な減少傾向を維持することは、核兵器のない世界に近づく上で死活的に重要であることを強調し、配備・非配備や場所を問わず、一方的、二国間、地域間、多国間措置を通じたものを含め、あらゆる種類の核兵器を削減し、究極的には廃棄するためのさらなる努力を講じるよう核兵器国に求める。
5. 包括的核実験禁止条約(CTBT)に未だ署名ないし批准していないすべての国、とりわけ附属文書2に掲げられた残る8か国に対し、あらゆる便宜を図って署名・批准を行うこと、また、CTBTの発効までの間、核兵器の爆発実験及び他のすべての核爆発、ならびにこの条約の目的を損なわせるようないかなる行為を行わないこと、(略)を要請する。
6. ジュネーブ軍縮会議に、(略)核兵器ならびに他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する非差別的、多国間で国際的にかつ効果的に検証可能な条約の交渉を即時に開始し、早期に締結することを求める。(略)
7. 全ての国、とりわけ核兵器国に対し、誤算、誤認、ミスコミュニケーションあるいは事故によって生じる核兵器使用に関連したリスクを軽減することを求める。(略)
8. 全ての国に対し、核軍縮を支持するため、また、NPT第6条の目的に向けた効果的な措置として、多国間軍縮検証と能力構築を進展させるイニシアティブへの支援を強化するとともに、核軍縮検証に関する概念的、実践的作業の前進に向けて、その分野における核兵器国と非核兵器国の間のパー

トナーシップの重要性を考慮し、すべての国の幅広い参加を奨励する。

9. NPTの一体性と保障措置制度の権威を維持するために、不拡散義務を遵守し、すべての不履行問題に対処することの重要性を強調する。
10. 関連する国連安保理決議に従い、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）のすべての核兵器及び既存の核計画、ならびに他のすべての大量破壊兵器と弾道ミサイル計画における完全で、検証可能かつ不可逆的な廃棄を達成するとの誓約と、あらゆる関連安保理決議を完全に履行するとのすべての締約国の義務を再確認するとともに、核兵器使用のしきいを引き下げる核政策を盛り込んだ改正法に関するDPRKの2022年9月8日の発表に対する深い懸念に留意し、DPRKに対し、NPT及び国際原子力機関（IAEA）保障措置の完全履行に早期に復帰することを要請する。
11. すべての国に対し、核兵器のない世界の実現を支援し、NPTの目的を前進させるための有効かつ効果的な手段である核軍縮・不拡散教育に関する努力を強化するよう求める。（略）
12. （略）

共同提案国：日本、オーストラリア、カナダ、クロアチア、チェコ、リトアニア、タンザニア、米国

追加の共同提案国：アルバニア、アンドラ、ベルギー、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、コモロ諸島、コートジボワール、キプロス、デンマーク、ドミニカ共和国、フィジー、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、レソト、リベリア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、モルジブ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、パラオ、パプアニューギニア、パラグアイ、モルドバ、サモア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、東チモール、トルコ、ウルグアイ、ザンビア

出典：国連文書 A/RES/77/76